

消防予第222号
平成17年9月1日

各都道府県知事 殿
各指定都市市長 殿

消 防 庁 長 官

平成17年秋季全国火災予防運動の実施について

火災予防思想の普及につきましては、平素から格段の御高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本年度も恒例の秋季全国火災予防運動を平成17年11月9日から11月15日までの7日間にわたり、別添「平成17年秋季全国火災予防運動実施要綱」に基づき、実施することといたします。

運動の展開に当たっては、現在、地域の安全と住民生活の安心・安全の確保が強く求められていることから、地域の防火・防災力の向上を目指して、身近な各行事への参加はもとより、地域単位で地域住民が一体となって安心・安全な地域づくりが広く行われるよう、周知・啓発を進める必要があります。

特に、住宅防火対策については、急速な高齢化の進展等を踏まえ、住宅火災による死者数の低減を図ることが喫緊の課題となっています。また、平成18年6月から住宅において住宅用防災機器の設置及び維持が義務付けられることを見据え、従来の取組みを継続しつつ、より幅広く、かつ積極的に国民に広報・普及啓発活動を実施し、住宅防火対策について周知を図ることとしています。

また、放火火災予防対策については、放火火災件数が平成9年以来連続して出火原因の第1位を占め、依然として増加傾向にあること及び昨年末に発生した大規模物品販売店舗火災も放火によるものであったことに鑑み、「放火火災防止対策戦略プラン」の活用等により、放火火災の防止対策をより一層積極的に推進することとしています。

さらに、昨年10月の新潟県中越地震、本年3月の福岡県西方沖地震等規模の大きな地震が相次いで発生していること、さらには東海地震、東南海・南海地震の発生が切迫していること等に鑑み、地域における防災意識の高揚を図るために、震災時における出火防止対策等に取り組むこととしています。

貴職におかれましては、火災予防体制の一層の充実を図るため、この運動及び関連行事が効果的に展開されますよう特段の御配慮をお願いいたします。

また、貴都道府県内の市町村に対して御周知くださるようよろしくお願いいたします。